

全国がん登録関連の動き

令和3年5月31日
都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会がん登録部会
国立がん研究センター
がん対策情報センターがん登録センター
東 尚弘

1

話題

1. 全国がん登録への届出
 - ICD-O-3.2 -> 3.1の変換
2. がん登録推進法の改正に向けた動き
3. 生存確認情報の提供について（20条）
（2016年3年予後の収集について）

2

1. 全国がん登録への届出

- 2020年から院内がん登録はICD-O-3.2
- 全国がん登録はICD-O-3.1のまま



- 品質管理ツールで全国がん登録提出用ファイル生成時に自動変換
- 全国がん登録も2022年 or 2023年症例からICD-O-3.2を採用することを検討中
- 院内がん登録提出+全国がん登録届出を同時に行うシステムも検討中

3

2. がん登録推進法改正に向けた動き

（附則4条）

- 施行後5年を目途に検討・必要な措置を講ずる
 - 2016年1月施行 → 5年=2021年
- 2020年末に意見聴取

→ 課題と対応に関するまとめ

4

同定された課題（一部）

- 収集段階
 - 全国がん登録と院内がん登録の重複提出
 - 目視照合同定・集約の負担
- 利用審査
 - 研究の質についての評価
 - 管理体制の実地評価
 - リモートアクセスの可否
- 20条利用に関する整備
 - カルテ転記の禁止、第三者提供の禁止の改善
- データの安全性と利便性のバランス評価の未整備
- 匿名データリンケージの方法の検討など

3. 生存確認情報の提供について（20条）

がん登録等の推進に関する法律20条

20条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研究のため、当該病院等の管理者から当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県がん情報（厚生労働省令で定める生存確認情報・後略）の提供の請求を受けたときは、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行わなければならない。

疑義照会：

「全国がん登録情報提供マニュアル第2版」に記載の情報の管理は、生体認証、独立した利用場所や利用機器（プリンター、シュレッダー等）を別途用意することが求められている。多数の施設はそれを満たすことができず、データ利用ができないこととなる。

⇒回答：

全国がん登録情報提供マニュアル第2版については、個人情報付きデータ全般の扱い全般について記載しているものである。院内がん登録に提供されているデータについては、**基本的に院内がん登録運用マニュアルに則っていたら問題ない**

周知のために

■4. 法第20条に基づき提供された情報の取扱いについて
 Q4-1 がん登録推進法第20条に基づき院内がん登録に提供された生存確認情報は、その施設内でどのような管理を行えばよいのでしょうか。
 Q4-2 院内がん登録を実施している施設において、法第20条に基づき提供された生存確認情報を含む院内がん登録情報を使って、施設内の職員が研究をすることはできますか。

https://ganjoho.jp/reg_stat/can_reg/national/datause/f

同ページ抜粋

Q4-1 がん登録推進法第20条に基づき院内がん登録に提供された生存確認情報は、その施設内でどのような管理を行えばよいのでしょうか。

A4-1 「全国がん登録情報提供マニュアル第2版」には、個人情報付きの全国がん登録データ全般の管理については、生体認証、独立した利用場所や利用機器（プリンター、シュレッダー等）の設置が求められていますが、これはがん登録推進法第20条に基づく院内がん登録への生存確認情報の提供以外で適用されます。医療機関の院内がん登録へ提供された都道府県がん情報（生存確認情報）については、基本的に院内がん登録運用マニュアルに則った取扱いをしていただければ問題ありません（厚生労働省がん・疾病対策課に確認済み）。しかし、第三者提供の禁止や定められた保有期間は守っていただく必要があり、管理が難しくなるような行為（カルテや他のデータベースへの転記）はできませんのでご注意ください。

Q4-2 院内がん登録を実施している施設において、法第20条に基づき提供された生存確認情報を含む院内がん登録情報を使って、施設内の職員が研究をすることはできますか。

A4-2 法第20条に基づき適切に院内がん登録へ提供された生存確認情報を含む院内がん登録情報を、当該施設の責任で定められた院内がん登録の利用に関する規定に基づき、明確に利用者・利用方法・利用範囲が定められていることを前提として研究に利用することは可能です。しかし、誤って第三者提供をしたり保有期間を越えて保有したりすることが無いよう、院内で厳格に管理することが求められます。院内がん登録以外のデータベースや媒体に保存し、反復的あるいは複数の研究に利用するようなことは禁止されています。

← 全国がん登録情報提供等審議委員会

[登録情報の提供へ戻る](#)

https://ganjoho.jp/reg_stat/can_reg/national/datause/f

タイミング

- 2016年の3年予後 = 2019年1年間
- 2019年の情報提供開始
= 2019年報告書発行後
= 2022年1～3月を予定

提供開始から6～9か月後に予後付き収集